

平成21年 第6回沼田町議会臨時会 会議録

平成21年10月14日(水)

午前 9時13分 開 会

1. 出席議員

議 長	9 番	杉 本 邦 雄	議 員	1 番	津 川 均	議 員
	2 番	横 山 忠 男	議 員	3 番	高 田 勲	議 員
	4 番	大 沼 恒 雄	議 員	5 番	絵 内 勝 己	議 員
	6 番	上 野 敏 夫	議 員	7 番	橋 場 守	議 員
	8 番	中 村 保 夫	議 員	10 番	渡 辺 敏 昭	議 員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名
町 長 西 田 篤 正 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	生 沼 篤 司 君	会計管理者	金 子 幸 保 君
総務課長	神 憲 彦 君	地域開発課長	横 山 茂 君
財政課長	辻 山 典 哉 君	農業振興課長	辻 広 治 君
住民生活課長	栗 中 一 弘 君	建設課長	谷 口 勲 君
和風園園長	篠 原 毅 君	旭寿園園長	吉 田 憲 司 君

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長	松 田 剛 君	次 長	浅 野 信 行 君
-----	---------	-----	-----------

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長	金 平 嘉 則 君	書 記	川 嶋 智 君
------	-----------	-----	---------

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号) (件 名)

会議録署名議員の指名

会期の決定

議案第 60 号 町民会館大規模改修工事（建築主体）の請負契約について

議案第 61 号 沼田町有建物の処分について

議案第 62 号 沼田町介護サービス事業条例の一部を改正する条例について

議案第 63 号 沼田町認知症高齢者グループホーム条例の一部を改正する条例について

議案第 64 号 平成21年度沼田町一般会計補正予算について

(開 会 宣 言)

○議長（杉本邦雄議長）おはようございます。只今の出席議員数は10人です。定足数に達していますので、本日を以って召集されました平成21年第6回沼田町議会臨時会を開会致します。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長（杉本邦雄議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番、上野議員、7番、橋場議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（杉本邦雄議長）日程第2、会期の決定を議題と致します。お諮り致します。本臨時会の会期は本日1日間に致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決しました。

(一 般 議 案)

○議長（杉本邦雄議長）日程第3、議案第60号。町民会館大規模改修工事建築主体の請負契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（谷口 勲課長）議案第60号、町民会館大規模改修工事建築主体の請負契約について。下記の通り請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。ただし、設計変更に伴い必要があるときは請け負い金額の10%以内において変更することが出来る。記、1、契約の目的、町民会館大規模改修工事（建築主体）。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額6772万5千円。4、契約の相手方、沼田町字沼田351番地、中村建設株式会社、代表取締役中村幹夫。5、工事場所、沼田町南1条1丁目。6、工期、契約の日から158日間。平成21年10月14日提出、町長名でございます。

本工事は地域活性化経済対策臨時交付金の工事であります。工事内容につきましては、屋上防水工事、外壁パネル取替え、室内に置きましては床、クロス張替え等の壁補修、トイレ2箇所改修、が主な内容でございます。

以上説明させていただきました、ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい絵内議員。

○5番（絵内勝己議員）5番、絵内です。今までも何回か町民会館につきましては色々と私達も予算委員会でもお話をさせていただきましたし、何人かの議員さんからもそれぞれ質問もあったのかと思いますけども、今のロビーのこの葬祭場を、に少し直して使ってはというお話をさせていただいてと思うんですけども、当初町長の方から昔提案ございましたようなそんな立派なものじゃなくて結構だと思うんですけども、カーテン等を両方に引いていただいて、多少手を加えることによって安い金額で出来るんでないのかなと思うんですけども、まして近隣町村の中で沼田町だけが町の持っているそんな葬祭場がないのは沼田町だけであります。秩父別町にもありますし、北竜町にもありますし、近隣町村でないない尽くしは沼田だけなんであります。他の部分においては非常にいい沼田町でありますけども、そういった面において沼田町が一番そういった面においては何か、寂しさを感じざるを得ない部分があるわけでありますけども、せっかくこういったひとつの大規模改修工事をするときに、そういったことを今一緒にやるようなことにはならないんでしょうかお伺いを致したいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）詳しい内容を説明を省略してるようでありますけども、その内容についてはですね、前からそういうお声がありましたので、トイレの改修あるいは外壁等のありますけども、内部をですね若干そういう方向でも、簡易に利用できるように方法での改修を加えております。これは従来から町民会館ってのは葬儀に使えないって訳ではありませんので、これからそうした、何ていいますか、カーテンをつけるにしても簡単に取り付けられるような装置を付けてありますので、よりそういう意味では利用が盛んになっていただければなど、そんな風に思っております。暖房だとかそういう面についてもそうした面での配慮をしておりますので、後ほどまたもしあれでしたら建設課の方で内容詳しく聞いていただきたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、他にありませんか。はい、大沼議員。

○4番（大沼恒雄議員）予算規模の中でね、例えばこれはまだ設備が入っていない形での入札工事だったんでしょうか。とりあえず。

○議長（杉本邦雄議長）はい、建設課長。

○建設課長（谷口 勲課長）この他にですね、機械設備工事ということで別工事で発注してございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、大沼議員。

○4番（大沼恒雄議員）これからやるんでしょうけども、たまたま例えばこうやっ

て契約金額が出てしまうと、例えば何パーセント程度落としたら入札が入ってしまうっていう、業者さんの考え方ってでてくるような気がするんだけど、懸念されるっていう事なんだけどね、そういったものっていうのは、例えばこれに係するものは一片にやらなくてもいいのかしら、どうなんでしょう。

○議長（杉本邦雄議長）はい、建設課長。

○建設課長（谷口 勲課長）機械設備もですね、建築主体と同じにですね同日で発注してございます。

○議長（杉本邦雄議長）他に質疑なしと認め質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決いたします。お諮り致します。議案第60号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第4、議案第61号。沼田町有建物の処分についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）議案第61号沼田町有建物の処分について。下記の沼田町有建物を日生技研株式会社に売却することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。記といたしまして、ひとつ所在、雨竜郡沼田町西町493番地9。2、構造、鉄骨造2階建。3、面積、1164.54平米（1階599.43平米、2階565.11平米）4、建築年、平成10年8月。5、売却価格、1千万円。6、契約の相手方、住所、埼玉県上尾市瓦葺2221番地6、氏名、日生技研株式会社、代表取締役亀村忠。7、その他といたしまして、5年間による分割延納、延納利息0%。平成21年10月14日提出、町長名でございます。

以上でございます、よろしくご審議のほどお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。上野議員。

○6番（上野敏夫議員）6番、上野です。この建物については評価が5600万あるって説明をお聞きしまして、これ1千万で売却するという事になるとその、まあ贈与税っていうかね、5600万のものが1千万に価値を下げたことによって、贈与の税金ってどのくらいかかるのか、また公的なものについては贈与税とかさうい

う関係ないのかその辺の税金の関係、相手方にどのくらいの負担が請求されるのか分ければお聞かせ下さい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）これはあの、企業さん側の方にこうなるんでありますけれども、5600万という評価がいわゆる企業さんの資産台帳の簿価になるのか、あるいは実際の取得価格として簿価になるのか、この辺につきましては若干不明な部分がございます、私どもで確定的な答弁をすることについてはちょっと難しいのかなという風に感じております。仮にどうしてもそのことが必要だとすれば、問い合わせ先に問い合わせることも可能でございますが、現状のところ不詳でございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、上野議員。

○6番（上野敏夫議員）過去にチェックポイントの関係でもそういう事が色々計算された中で町に無償ってことでなった経過がありまして、恐らく5600万が1千万に下がることによって税金が結構かかった場合、そういうこと考えるとこの1千万の価格っていうのはどっか適正のような気しませんし、もう少しその辺も町内の企業として雇用、色んなこと促進されてるちゅうことで、もう少し金額を下げてもっと町として支援するべきでないかなと思うんですけど、その辺は相手方了解してるからってことなんですか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）これにつきましては、町としても多方面に配慮しつつ価格を設定をしながら交渉を長い間企業さん側と進めてまいりまして、最終的にこの1千万というところで合意に達したと、いうことで町の配慮は其中で十分賄われてると理解をしております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、他にありませんか。質疑なしと認め質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第61号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第5、議案第62号。沼田町介護サービス事業条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民

生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長）議案第 6 2 号、沼田町介護サービス事業条例の一部を改正する条例について。沼田町介護サービス事業条例の一部を改正する条例を提出する。平成 2 1 年 1 0 月 1 4 日提出、町長名でございます。

条例文でございます。

〔以下、条例文を朗読〕

○住民生活課長（栗中一弘課長）提案理由を申し上げます。沼田町に置きまして高齢化率の上昇等によりまして、認知症は増加傾向にございます。近年の認知症状の多様化に対応したサービスの多様化もまた必要と考えられますことから、居住型の労働生活介護事業所でありますなごみにおきまして、これに対応する通所介護サービスを実施する為の条例の改正でございます。沼田町が実施を致します介護保険法に基づく、介護サービスを実施するに当たりましては実施する事業の種類と、実施する事業所を条例に定めることとなっております。条例文にございましたように、認知症対応型通所介護デイサービス事業をグループホームなごみに置いて実施するための改正内容となっております。加えまして 9 月定例会に置きまして議決をいただきましたグループホームなごみの住居表示の修正を行うものとなっております。

以上ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第 6 2 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第 6、議案第 6 3 号。沼田町認知症高齢者グループホーム条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。旭寿園園長。

○旭寿園園長（吉田憲司園長）議案第 6 3 号、沼田町認知症高齢者グループホーム

条例の一部を改正する条例について。沼田町認知症高齢者グループホーム条例の一部を改正する条例を提出する。平成21年10月14日提出、町長名であります。条例文です。

〔以下、条例文を朗読〕

○旭寿園園長（吉田憲司園長）提案理由を申し上げます。今回は先程住民生活課長からもご説明ありましたように、グループホームでもデイサービスを行える為の条例の改正であります。今回のこの条例改正によりまして、上限3名までグループホームで利用できるという形になります。第1条中の問題行動をということとなっておりますが、けれども現在の介護用語の時代の流れによりまして、現在使用しております中核症状及び周辺症状という風に名称を、用語を変更するものであります。

次に第5条の事業につきましては、従来条文では個別援助計画を作成し、食事の提供や入浴、排泄の援助というようなことで細かな内容になっていましたけれども、今回の改正では介護保険法の定めている事業ごとに整理をさせていただきました。で第5条の（1）と（2）につきましては介護認定が要介護1から5の人に対するものでございます。で（3）と（4）につきましては、頭の方に介護予防という風についておりますけれども、先ほどは要介護ですけれども、（4）と（5）は要支援の人方に対する事業になっております。で（1）と（3）につきましては、通所介護という風になっていきますけれども、これがデイサービスを意味するものでございます。ですから今回の改正によりまして、要支援から要介護の人まで利用者をグループホームにおきまして、入所あるいはデイサービスをできるような、サービスの提供をさせていただく為の提案ということでございますので、よろしくご審議いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、橋場議員。中村議員

○8番（中村保夫議員）簡単に終わらせますんで。私にとっても初耳の話でちょっと先程の条例の時に言えばよかったのかもしれないけれども、認知症の通所介護を行うということだととても良いことだという風には思っております。ただ今のスタッフ体制の中です、3名の認知症の通所介護が果たしてできるのか、送迎も含めてですね、予算でなごみ関係の補正がでとったかどうかは分かりませんが、どういう体制を増強していかなきゃならんのか、その辺もちょっと含めて詳しく説明をお願いします。

○議長（杉本邦雄議長）はい、旭寿園園長。

○旭寿園園長（吉田憲司園長）只今の質問にお答えさせていただきますけれども、実は現在定員が9名の入所になっておりますけれども、日中の人員配置につきましては3名以上いればいいというような規定になってございます。でこのデイサービ

スで又3名を、3名を増加することによって一人の介護職員を追加すればいいということで事業が成り立つということになっておりますけれども、これから社会福祉協議会または支援センターの方から相談を致しますけれども、グループホームはお風呂が普通の家庭用のお風呂とおんなじようなお風呂でございますので、入る方々については限定されてくるのかな、要は自分でお風呂に入れる人方をデイサービスとして入所可能になるのかなっていう風に思ってますんで、そこら辺は今後相談をさせていただきながらやらさせていただきたいと思いますし、今後その人員の配置の中で体制がとらなきゃならないということになれば、人員の入れ替えあるいは今現在いる人方で3名体制を4名体制にするというような人員の配置なども考えながら、実施して行きたいという風に考えておりますのでよろしくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、中村議員。

○8番（中村保夫議員）今のデイサービスっていうのは社会福祉協議会にその、委託をかけて全部そちらの方にやってもらって、食事だけは旭寿園のほうから提供してもらっているシステムをとってるんですけども。今回はこのなごみの職員でこれを行うという仕掛けですよ、送迎も含めてそうやるということであれば、実質1日3名ずつ受けるということは毎日来られる方もおられるだろうけども、3日に1回とか4日に1回とかそういったペースで来られる人もいるんで実質でどれくらいを扱う予定にしております。人数としては。

○議長（杉本邦雄議長）はい、旭寿園園長。

○旭寿園園長（吉田憲司園長）実はあの今現在グループホームなごみの定員9名のところ7名しかいらっやいません。そういう空きがある部分で手がすく部分もありますので、最高限度3名という風になってますけども、これから職員とも相談をしながらどういう人をどういう形で入所、利用させていくかということを経営しながら行きたいという風に思ってますけども、全ての日にちに3名全部利用ということではないんでありますんで、そこら辺その時の利用者の状況等勘案しながら考えて行きたいという風に考えております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、橋場議員。同じですか。他にありませんか。大沼議員。

○4番（大沼恒雄議員）ちょっとわかんないんだけど、例えばね今9名のところに定員が7名ですと、それでこれをやることによってね例えばなごみの会計が多少でも助かってくると、いう考え方があるのかね。で逆に9人になった時に今度3人受けてたら例えば手が回ってくるのかという話ですよ、それはその時によって対処して行きたいということをいったということで理解していいですか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、旭寿園園長。

○旭寿園園長（吉田憲司園長）そのとおりです。

○議長（杉本邦雄議長）はい、他にありませんね。質疑なしと認め質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第63号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第7、議案第64号。平成21年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）議案第64号、平成21年度沼田町一般会計補正予算について。平成21年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成21年10月14日提出、町長名でございます。別冊一般会計補正予算第5号1頁をお開きを願いたいと思います。

〔以下、別冊補正予算1頁を朗読（第2項以下省略）〕

○財政課長（辻山典哉課長）まず9頁の歳出をお開き願いたいと思います。まず歳出であります。2款の総務費であります、2目の情報推進費、補正額で4億1千万の追加でございます。光ファイバー回線事業費を今回計上したものでございます。これは情報格差の解消と、地上デジタル放送に伴います難視聴世帯の解消目的とした基盤整備事業でありまして、一つ目には光ファイバーの回線整備で総延長136km事業費で3億8千80万、二つ目には地デジの難視聴対策整備で4地区概ね14戸を対象と致しまして事業費2920万円となっております。財源につきましてはICT交付金これは国の国庫補助金でございますが、これが3分の1、1億3千500万円を計上してございます。その他公共投資臨時交付金、国の1次補正でございますけれども、要綱未定の為3分の2に係ります内の86%、2億3千220万で計上しているものでございます。これらの補助裏につきましては過疎債を4060万円を充当してございます。

次に4款の衛生費、2目の健康推進費であります。490万2千円の増額補正でございます。これは新型インフルエンザワクチン接種に係ります費用助成経費でございますが、国が定めた接種優先順位に従いまして、深川医師会の医療機関で接種するものは委託方式によりまして431万8千円を計上してございます。それ以外の医療機関で接種するものにつきましては、償還払いと致しまして扶助費の中で30万8千円を計上したものでございます。なお、低所得者に対します減免補助1

70万3千円を財源として計上させていただいてございます。また、季節性のインフルエンザの予防接種につきましては、ワクチンの確保が2割カットになるという指示が飛んでございます。こんなことから深川医師会以外の医療機関の余裕のある医療機関で接種をするということも想定をされると、いうことから27万6千円を扶助費の中で償還払い方式の中で予算計上させていただいてるところでございます。

次に12款諸支出金であります、4目の振興基金費22万1千円を計上してございます、積立金であります、日生技研株式会社との土地の交換に伴います、交換差額、22万600円を振興基金に積み立てるものでございます。以上が歳出でございます、戻りまして7頁の歳入をお開き願いたいと思います。

歳入まず地方交付税であります、補正額で589万9千円を計上致してございます。それぞれ事業の特定財源を計上してもなお財源不足となる額、589万9千円を地方交付税を増額を致しまして、収支の均衡を図ったものでございます。

15款の国庫支出金であります、2項国庫補助金、4目総務費国庫補助金であります。3億6720万円の追加補正であります、これにつきましては光ファイバー回線整備事業におけますICT交付金、これが1億3500万。それに係ります公共投資臨時交付金、2億3220万を計上したものでございます。

次に16款の道支出金、2項道補助金、3目衛生費の道補助金であります、170万3千円の追加補正でございます、これはインフルエンザワクチンの接種に係ります、非課税世帯あるいは生保世帯にかかります接種対象者に対する減免に補助分でございます。

次の頁をお開きを願いたいと思いますが、17款の財産収入でございます。1目の財産貸付収入、50万円の補正減でございます。土地建物の貸付収入の減として計上いたしましたものであります。日生技研への建物貸付収入の減でございます、有償譲渡が契約が行われる以降の11月から3月までの5か月分の月50万に対する、失礼しました、月10万の5か月分に対します賃借料の減額を計上したものでございます。

次に2項の財産売払代収入、1目不動産売払収入でございます、22万1千円これは土地の売払収入の増といたしまして日生技研との土地交換差額の収入分でございます。

22款の町債であります、4目の総務債でございます。新目を起こしてございます、4060万円でございます。光ファイバー回線整備事業にかかります起債でございます、これにつきましては過疎債を充当するものでございます。

以上補正予算第5号におけます歳入、歳出の説明を終わらせていただきます。以上でございます

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質

疑ありませんか。はい、高田議員。

○3番（高田 勲議員）3番、高田です。国でもですね一生懸命1次補正で上積みした分の見直しということで3兆円目標にやってますよね、それで光ファイバーの整備事業なんですけども、IT関連のやつもまあいいにしても、1次補正の2億数千万見込んでるんですけどもね、仮にこれが凍結された場合事業にどのような影響を与えるのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）説明があったんだろうと思いますけども、私どもとしてはこの事業実施するのはですね、前提条件が臨時交付金を当てにしておりますんで、ないとすれば事業の中止もやむを得ないという風に判断しております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、他にありませんか。はい、大沼議員。

○4番（大沼恒雄議員）これは8頁のね財産収入の関係で、今聞かせていただいたんですけども、日生技研さんからこれあの年間120万のお金をいただいていたということになりますよね、ということは日生技研さん120万年間払っていたと、ところが今回あの土地建物の売却の中でね、1千万、結局年間200万という形になるとね、たとえば了承してるというのは分かるんですけども、80万年間多く払わないとなくなりますよね、今の経済情勢の中でこの80万というのは、やはりきついのかきつくないのかっていうと、大変きついんじゃないかなと思うんですよ。仮にその例えばその公的に先程、課長から説明があったんですけどもこれを120万くらいまでの支払の中で考えていくっていう考え方はどうなんですかね、町長これあるんかないのか、やっていける範囲でやっていってもらえるのかその辺ちょっとお聞かせ願いませんか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）ご承知のとおりこれは日生技研とあの数年に亘って交渉を続け、700万がその交渉の山だったんですけども、私どもとしてはやはりその現在の町の持っている財産価値、あるいは評価額そういうものを含めてですね総体的に検討させていただいて、皆さん方ご承知のように慎重に慎重な亀村社長でありますから、それを十分検討の上ですね、先程あの取得した時の税金がどうだとかそういうことも全部計算終わって、これでそれじゃ行きましょうっていうことは日生技研がですね新たにあのなんて言いますか、製品の発注を受ける段階、受けたのか受ける段階か分かりませんが、これは見通しがついたらと、そうするとやっぱり自社工場ないと、自社工場でやらないとですねそれはやっぱり取引先に支障が出るんですね、でそれで急遽好転して結ぶということになったんだろうと思いますけども、今の建物の価値からいっても、そうあの向こうとしてもですね損はないというか、慎重な副社長も同意をしたということですから、十分これからの収支を考慮して2

00万だったら5年間で返還できるという、そういう見通しの上で契約をされたんだろうという風に思います。正式契約はしておりませんがそういう話は十分させていただきますのでご理解いただければという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）その他ありませんか。質疑なしと認め質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第64号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り決しました。

（閉 会 宣 言）

○議長（杉本邦雄議長）以上で本臨時会に付議された案件は全て終了致しました。これにて平成21年第6回沼田町議会臨時会を閉会致します。ご苦勞様でした。

9時49分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員